

輪島市監査公表第19号

地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年1月9日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(財政的援助団体、公の施設指定管理者)

2 監査実施日及び監査対象団体

令和元年11月20日(水)

特定非営利活動法人もんぜんスポーツクラブ

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

令和元年度(平成31年4月から令和元年9月まで)における補助金及び公の施設の管理業務に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、輪島市門前健民体育館において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課(生涯学習課)から補助金交付及び指定管理に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

5 監査の結果等

監査した補助金及び公の施設の管理業務に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象団体に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 総合型地域スポーツ活動支援のため、子供から高齢者までが参加できる教室やイベントの開催、各公民館での体操指導など地域住民の体力づくりにかかわる指導的な役割を果たしておりその期待は大きい。今後とも健康で明るいまちづくりに寄与するよう様々な工夫をして活動していただきたい。
- 補助金申請関係書類控えについて、申請、実績報告、請求等を行った内容、日付が確認できるよう、また、補助対象と対象外の区分が確認できるよう書類整理をしていただきたい。
- 所得税の源泉徴収事務において、不適切な取扱いがみられることから、源泉徴収における税額の計算方法等を確認し改善していただきたい。
- 時間外勤務等の書類で鉛筆による記載が多数散見されたが、抹消、改ざんなどができない記載方法としていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。